

9 - 5 酒類製造免許場数

	15年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	16年				
					6kl 未満	6kl 以上	10kl 以上	60kl 以上	
清酒	358	2	12	1	34	8	67	26	
合成清酒	11	-	2	-	1	1	1	-	
しょうちゅう	甲類	19	-	1	-	5	-	3	-
	乙類	46	8	1	-	16	4	12	-
	計	65	8	2	-	21	4	15	-
みりん	25	1	1	-	4	-	4	-	
ビール	42	1	1	3	4	4	16	5	
果実酒類	果実酒	44	2	2	2	12	3	8	2
	甘味果実酒	33	-	2	-	12	-	4	1
	計	77	2	4	2	24	3	12	3
ウイスキー類	ウイスキー	15	-	1	-	4	-	-	-
	ブランデー	21	-	1	-	8	-	2	2
	計	36	-	2	-	12	-	2	2
スピリッツ類	スピリッツ	50	2	3	9	11	1	1	-
	原料用アルコール	13	-	1	-	2	-	-	1
	計	63	2	4	9	13	1	1	1
リキュール類	108	8	2	11	35	5	18	2	
雑酒	発泡酒	104	1	2	17	24	2	2	-
	粉末酒	2	-	-	-	-	-	-	-
	その他の雑酒	27	5	1	-	16	2	2	-
	計	133	6	3	17	40	4	4	-
合計	918	30	33	43	188	30	140	39	
各酒類を通じたもの	59	12	102	36	

調査対象等：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数を平成17年3月31日現在で示したものである。

（注）1 「免許場数」各欄は、製造免許を付与している酒類の種類（品目を含む。以下同じ。）の異なるごとに掲げている。

2 「16年度未免許場数」欄は、1製造免許ごとに会計年度内の製造数量別に区分して掲げている。

3 「16年度未製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げている。

4 「16年度未製造者数」欄は、製造者が免許を受けている酒類の種類の異なるごとに掲げている。

5 「各酒類を通じたもの」欄は、1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合は1場として計算し、その免許に係るすべての酒類の製造数量の合計の区分ごとに掲げている。

免 許 場 数									計のうち 試験の ための 免許場数	16年度末 製造場数	16年度末 製造者数
100kl 以上	200kl 以上	500kl 以上	1,000kl 以上	2,000kl 以上	5,000kl 以上	10,000kl 以上	休 造	計			
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	者
27	28	15	12	9	2	8	111	347	6	337	319
-	-	3	-	-	-	-	3	9	1	-	8
-	-	1	1	3	-	2	3	18	4	4	13
4	1	-	2	-	-	-	14	53	7	3	43
4	1	1	3	3	-	2	17	71	11	7	56
1	2	2	1	1	1	1	8	25	2	10	21
-	-	-	-	-	-	6	4	39	5	31	31
1	2	-	-	-	-	-	14	42	11	18	37
-	1	-	1	-	-	-	12	31	8	4	24
1	3	-	1	-	-	-	26	73	19	22	61
2	-	-	-	-	1	1	6	14	6	2	5
-	-	1	-	1	-	-	6	20	7	1	14
2	-	1	-	1	1	1	12	34	13	3	19
-	2	-	1	-	1	-	23	40	10	1	25
-	1	1	1	-	-	1	5	12	2	2	10
-	3	1	2	-	1	1	28	52	12	3	35
1	2	5	1	3	1	4	26	103	18	24	83
-	-	-	-	-	-	6	52	86	17	5	59
-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	2
-	-	1	-	-	-	1	9	31	13	7	27
-	-	1	-	-	-	7	63	119	32	12	88
36	39	29	20	17	6	30	298	872	119	449	721
29	31	18	14	13	6	18	111	449	32	...	392